

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料 (新規認定)

(R5年3月施行)

〔板橋区手数料条例別表172の3の項抜粋〕		1 適合証あり	2 適合証なし			
			誘導仕様基準以外による場合		誘導仕様基準による場合 (R5新設)	
(1) 一戸建て住宅		5,100円	200㎡未満のもの	34,400円	20,000円	
			200㎡以上のもの	38,400円	22,000円	
(2) 一戸建て住宅以外の建築物 (注2)	(ア) 住宅部分	300㎡未満のもの	9,700円	69,100円		38,000円
		300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	116,000円		66,000円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000円	196,000円		118,000円
		5,000㎡以上のもの	81,000円	281,000円		179,000円
				モデル建物法による場合	標準入力法等による場合	
	(イ) 非住宅部分	300㎡未満のもの	9,700円	87,100円	227,100円	
		300㎡以上1,000㎡未満	16,700円	110,700円	284,400円	
		1,000㎡以上2,000㎡未満	27,100円	145,700円	367,100円	
		2,000㎡以上5,000㎡未満	80,400円	235,700円	523,700円	
		5,000㎡以上10,000㎡未満	128,000円	309,000円	646,000円	
10,000㎡以上25,000㎡未満		161,000円	371,000円	763,000円		
		25,000㎡以上のもの	201,000円	435,000円	871,000円	

(注1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。

(注2) 一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合は、(ア)の額に(イ)の額を加算する。住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

(注3) 共同住宅の申請の場合(誘導仕様基準以外による場合に限る。)は、住戸部分(人の居住の用途に供する部分に限る。)の額に共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。)の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

(注4) 共同住宅の申請の場合(誘導仕様基準による場合に限る。)は、共用部分の額は加算しない。

(注5) 申請に併せて確認申請の申出があった場合は、条例別表125の3の項に掲げる額(特定建築基準適合審査が含まれる場合は108の項に掲げる額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機が含まれる場合は125の4又は125の5の項に掲げる額を加えた額)の手数料を加える。

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料 (変更認定)

(R5年3月施行)

〔板橋区手数料条例別表172の3の項抜粋〕		1 適合証あり	2 適合証なし			
			誘導仕様基準以外による場合		誘導仕様基準による場合 (R5新設)	
(1) 一戸建て住宅		5,100円	200㎡未満のもの	24,200円	14,000円	
			200㎡以上のもの	27,000円	15,000円	
(2) 一戸建て住宅以外の建築物 (注2)	(ア) 住宅部分	300㎡未満のもの	9,700円	48,500円		26,000円
		300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	81,000円		46,000円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000円	138,000円		83,000円
		5,000㎡以上のもの	81,000円	197,000円		125,000円
				ETL建物法による場合	標準入力法等による場合	
	(イ) 非住宅部分	300㎡未満のもの	9,700円	61,100円	159,100円	
		300㎡以上1,000㎡未満	16,700円	77,600円	199,200円	
		1,000㎡以上2,000㎡未満	27,100円	102,100円	257,100円	
		2,000㎡以上5,000㎡未満	80,400円	165,100円	366,700円	
		5,000㎡以上10,000㎡未満	128,000円	216,000円	453,000円	
		10,000㎡以上25,000㎡未満	161,000円	260,000円	535,000円	
		25,000㎡以上のもの	201,000円	305,000円	610,000円	
	の住戸ごとの申請	300㎡未満のもの	6,900円	48,500円		
		300㎡以上2,000㎡未満	15,000円	81,000円		
2,000㎡以上5,000㎡未満		32,000円	138,000円			
5,000㎡以上のもの		57,000円	197,000円			

(注1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。

(注2) 一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合は、(ア)の額に(イ)の額を加算する。住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

(注3) 共同住宅の申請の場合(誘導仕様基準以外による場合に限る。)は、住戸部分(人の居住の用途に供する部分に限る。)の額に共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。)の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

(注4) 共同住宅の申請の場合(誘導仕様基準による場合に限る。)は、共用部分の額は加算しない。

(注5) 住戸ごとの申請は、令和4年9月30日までに既に認定を受けている場合、又は同日までに認定申請している計画に関する変更認定の場合に適用することができる。同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

(注6) 申請に併せて確認申請の申出があった場合は、条例別表125の3の項に掲げる額(特定建築基準適合審査が含まれる場合は108の項に掲げる額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機が含まれる場合は125の4又は125の5の項に掲げる額を加えた額)の手数料を加える。